

平成29年度

第51回埼玉県景観審議会

議事録

平成30年2月9日（金）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前 9時59分 開会

○(司会)和田主幹 では、定刻には少し早いですが、おそろいですので、始めさせていただきます。

本日の司会は、私、県田園都市づくり課の和田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございます。配付資料一覧、事前配付の資料になります。次第、出席者名簿、座席表、資料1、2、3とございます。また、当日配付をした資料として、参考資料1-1というものがございます。

また、緑のフラットファイルの基本資料、本日お持ちいただいております。以上でございます。

それでは、ただいまから第51回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は、委員13名のうち9名の出席をいただいております、委員の過半数の出席でございますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、本日欠席の委員は川井委員、楠委員、嶋野委員、そして本日の朝方連絡がありました藤井委員の4名が欠席となります。出席者名簿と座席表ですが、藤井委員の修正が間に合いませんでしたので、御了承をいただきたいと思っております。

では、規則により、これからの進行につきましては議長である岡田会長にお願いいたします。会長、よろしく申し上げます。

○岡田議長 改めまして、おはようございます。

早速でございますが、進行を仰せつかりましたのでこれより私の方で、進めていきたいと思っております。

まず、議事を進める前に本日の議事録に署名をいただく委員の御指名をさせていただきます。今回は、池邊委員と加藤委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。お手数ですが、よろしく申し上げます。

本日は、傍聴者はゼロですので、早速、次第に基づき議事を進めていきたいと思っております。

議題に上がっております報告事項が3つございますので、まず公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、公共事業景観形成専門部会の部会長である桑田委員からア

ドバイス案について報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○桑田委員 それでは、報告事項1の専門家アドバイスについて御報告いたします。

お手元の資料1-1から1-4をお出しいただければと思います。折り込みでA3が入っております。

この中の資料1-1から1-3までの概要、アドバイス対象事業等について事務局から説明をお願いします。

○日野主査 田園都市づくり課の日野です。今、部会長から指示がありましたので、お配りした資料の1-1、1-2、1-3について御説明させていただきます。

資料1-1をお開きください。「埼玉県公共事業景観形成指針」に基づく専門家アドバイスについてです。専門家アドバイスは、県の公共事業景観形成指針の運用システムの1つとなります。本日は、公共事業景観形成専門部会で取りまとめたアドバイス案を皆様に報告するものです。

対象事業は、草加柿木地区産業団地実施設計業務（基本設計段階）となります。事業の担当課ですが、埼玉県の企業局地域整備事務所となります。

専門部会ですが、平成29年9月20日の午前中、5名の委員の方に御出席いただきまして開催しました。産業団地予定地及びその周辺を御視察いただいた後に、アドバイスを御検討いただきました。

次に、資料1-2を御覧ください。

この資料は、前回の審議会で御説明させていただいていますが、再度、専門家アドバイスの規定や取り扱いを御説明いたします。

1ですが、埼玉県公共事業景観形成指針における専門家アドバイスの位置づけを記載しています。なお、専門家アドバイスは基本設計段階と施工段階とあります。今回の案件は、基本設計段階のアドバイスとなります。

次に、2の専門家アドバイスの取り扱いですが、事業を進める上では予算等の制約があり、また、それぞれ基準等がありますので、アドバイスを全て実施することは困難な場合がございます。そこで、実施設計に反映させることを義務づけるものではないとさせていただいております。また、アドバイスを受けた事例を参考にして、県の職員が配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方、専門家の視点を知るといった新たな気づきを得る機会を主眼としています。

裏面の2ページになりますが、3に過去の専門家アドバイス事例、4に審議機関は「公共事業景観形成専門部会」であることを記載しています。

なお、専門部会のメンバー等につきましては、第50回、前回の審議会で承認をいただいているところです。

次に、資料1-3のA3判見開きの1ページ目を御覧ください。

アドバイス対象であります草加柿木地区産業団地の概要ですが、所在地は埼玉県草加市柿木町地内で、ちょうど草加市と越谷市の市境に位置している場所です。交通面から見ますと、外環道の草加インターチェンジから北に約4キロ、また、武蔵野線の越谷レイクタウン駅から南へ約800メートルの位置となります。事業期間の予定ですが、平成29年度から31年度となります。施工面積は19万4,000平米となります。

続きまして、土地利用計画ですが、分譲地となる宅地がほとんどで、その他街区道路や公園、調整池を整備する予定となっています。

今回のアドバイスは、計画地が非常に広いため、アドバイス対象を限定しまして、土地利用計画図の左側にある緑色の部分と水色の部分に計画されている公園と調整池、また全域にわたりますが、緑地等に植える樹木の配置や樹種を対象とさせていただきました。

なお、アドバイス対象とした公園や調整池は、計画地に隣接している住宅地との緩衝地帯として計画されたものとなります。

下のイメージパースは、北側と南側から対象地を見たものとなります。アドバイス対象とした公園や調整池は、左側の①を見ていただきまして、真ん中の国道4号よりも右側に集合住宅、その上側に工場が何件か並んでいますが、それに挟まれたピンクの桜のような着色がされている部分となります。

事業地周辺の現在の状況ですが、右下の写真になります。写真が古いので集合住宅等が写っていませんが、赤で囲った対象地の上側の田んぼというか、空地のところには現在、集合住宅等が建っております。北側が越谷市の住宅地、その周辺が田んぼや畑という状況となります。

2ページを御覧ください。

アドバイス対象とした公園や調整池が計画されている箇所を中心に撮影した写真となります。7番や9番に集合住宅が写っていますが、このような住宅地と隣接しています。

説明は以上となります。

○桑田委員 それでは、引き続きまして、専門家アドバイス案ということで資料1-4、こちらを私から説明いたします。資料1-4を御覧ください。

まず、左にありますアドバイスの主旨として、公園や調整池は地域の中での位置づけを意

識するということで、周辺の住宅地、またここで産業立地が起こりますので、そういった中で、どのような位置づけを考えて設計することが望ましいかというところを、最初の主旨として上げております。

他の主旨としては、具体的な公園や調整池は、繰り返しになりますが、住民や工場勤務者などに普段使いされることがあるといいなということ。景観的には、周辺の道路からの視線、アイストップに配慮して公園等の場所がわかりやすくなるような工夫が必要ではないか。公園や調整池に関しては、親水性に配慮するように常に一定の水量を確保することが望ましいということ。周辺の樹種、樹木に関しては、水辺空間や緩衝地帯に配置する樹木は清潔感や安心感を意識して選定するといふ。こういう5つの大きな方針をまとめました。おかげさまで、大変活発に議論ができて、この5つを定めることとしました。

具体的には、1、公園や調整池に関するアドバイスということで、敷地の西側で国道4号の西側のさらに北側の部分を主にアドバイスをすることとなりました。その中で公園とさらにその細長いところの左側、西側が公園で東側が調整池ですが、これはある程度一体として考えていくべきだろうということでアドバイスをしております。

まずは、公園や調整池に配置する施設は利用者の動線、幾つかのエントランス部分がありますし、アイストップもありますので、そういったことを意識する。

トイレは、豪雨時の一時的な避難場所とするなど防災の観点があるといいなということ。

地域が連携する仕組み、つまり普段から利用するには地域の方がこういったところの管理運営等についても主体的にかかわる、そういった仕組みがあると、より使われるのではないかとということで、普段から利用される工夫をするといふとして、まとめました。

続いて、(2)、もう少し具体的に利用者を招く、デザイン的な工夫ですが、公園や調整池を植栽やせせらぎで連続してつなげるようにして、かつなるべくすっきりとしたイメージで整備することがよりよいのではないかと。

一方で、めりはりということで、周辺から公園に招く仕掛けとして、周辺道路との交点にシンボルツリーによりアイストップとすとか、夜間のライトアップを常時することによって防犯効果も期待できるのではないかと。

次に、水辺の中の池のところは、池の形状や施設、植栽の配置を工夫して、行きたくなるような仕掛けということで、例えば水の部分に関して調整池のところになし水生の植物や、またそこを渡る橋を設けるなど、そういったその場に行きたくなるような仕掛けを設けるといふのが望ましいとしました。

また、トイレの位置は公園と調整池の間、ちょうど周辺にある集会所からのアイストップとなる駐車場に計画されています。ここにトイレを計画する場合には、位置や角度やデザインに配慮して、周辺景観とふさわしくなるように計画することが望ましいということをもとめました。

あと、地形的に周辺道路から高く、眺望性がある場所、特にこの調整池の東側、図で一番右側の国道4号に隣接している場所ですが、ここは少し高くなっておりまして、そこから眺望、見下ろす形になります。そこで、この部分に関して、一番右側の部分ですが、敷地の東側の部分について、たまりスペースを設けたりして眺望空間を確保するとともに、高低差はありますが、人が集まる部分なので、ここを上手に生かし、アクセス性を考慮して入り口を整備することが望ましいとしました。

また、池の中の橋に関しては、デザインと動線を意識して欲しいということと、照明に関してですが、公園内に設置する街路灯は主役となる施設、樹木等に配慮して高さを抑えて目立たないような工夫、また色に関しても周辺の環境や施設の素材との調和を考慮して考えてもらいたいとしました。

(3)として、ここに親水空間を計画するので、一定水量を確保すること、つまり時期によっては枯れてしまうとか、そういうことがないようにぜひ水量を確保してもらいたいということ。一方で、そういうことを機械的に行う場合にはポンプ施設等が必要になりますが、そういう場合には埋設型とするなど、景観の阻害要因とならないように、視覚のインパクトとならないように配慮することが望ましいのではないかとこのようにまとめました。

以上が公園と調整池のデザイン的な部分へのアドバイス案です。

続いて、樹木に関しては、こちらの公園に加えて対象地の周辺には緑地がとられておりますので、そういったところも踏まえてのアドバイスとなります。

1つは、樹木の選定や配置は清潔感や安心感を意識するというところで、同じような種類の樹木を植えるのではなく、あまり連続して配置しないで樹種を上手に使い分けていくといいのではないかと。その中で、1本で美しいものと列で美しいものや群で美しいものといった特性を上手に使うといいのではないかとということ、具体的な樹種に関してもアドバイスいたしました。

また、今回の公園は水ということが1つのキーワードとなりますので、水辺に植える樹木は親水性のあるもの、例えばカツラとかミズキといった従来から通常も含めて自然の中で水辺にある樹種を選定するといいいのではないかと。

こういったデザインのアドバイスに加え、管理運営といったことに関しても含めて議論し、参考意見としてまとめました。

1つは、周辺の住民や学校や立地企業と連携して管理をしてもらいたいということ。また、分譲地に立地する企業に対して、今は建物が建っておりませんが、建物の色彩や意匠、敷地の緑化の量や質について、先にこの公園が出来ていくわけですが、こちらも含めて配慮してもらいたいということ、そういった指導をぜひお願いしたいとアドバイスしました。

最後にウォーキングコース、ジョギングコースという案もあるようですが、その場合、舗装材は利用用途に配慮して、また、舗装面の色に関しては水辺や樹木になじむよう配慮するとのいのではないかとというふうにアドバイスを申し上げました。

以上、非常に活発に御議論いただいたので、漏れ等があるかもしれませんが、このような形でアドバイス案をまとめましたので、本日御報告した次第です。

以上です。

○岡田議長 どうもありがとうございました。

事前に御指摘すればよかったのですが、この図面は全て上が北でよろしいですか。

○桑田委員 そうなります。資料1-4、A3版の左側のアドバイス対象図の右上に小さく方位図が描かれております。

○岡田議長 ありがとうございます。

今、桑田部会長の御説明にありましたように昨年の9月20日、ランドスケープということでは池邊先生、色彩ということでは加藤先生、さらに建築ということでは田中先生にも御参加いただきました。せっかく現地まで足を運んでいただいておりますので、今の桑田部会長の御説明に対して池邊先生、加藤先生、田中先生からそれぞれ現地の見た所感をあげていただけたらと思いますが、池邊先生からお願いします。

○池邊委員 今、部会長から御説明ありましたように、ここの場所は手前がこの資料1-4で言いますと、左下のほうのちょっと上のところにかわいらしいオレンジの形でその地域に既にある住宅の集会所があり、そのグレーのところ集合住宅がずっと林立しているような、それが壁のような感じに見えているところに面して、この公園と調整池が新しい産業団地と一体になってつくられるということです。調整池等がつくられるという計画ですが、ここの場所は居住者並びに就業者の両方から、そして、この場所はファミリーユースもお住まいになることが望まれますので、そういったことにも配慮する。また、産業団地であることから、昨今ではランドスケープ等でもこういう産業団地に付随して就業者の心身ともに健康に配慮

するというようなことも言われておりますので、そういった意味でも比較的明るくて気持ち
が明るくなる、そして夜も含めて行き帰りに親しんでいただける、そんなことをイメージい
たしましてアドバイスをさせていただきました。

○岡田議長 どうもありがとうございました。

加藤先生。

○加藤委員 今、お話がありましたように住宅地と産業団地という特性が違う環境の中に先に
整備をされていくという非常に難しい状況でした。私は色が専門ですが、こういうところで
どうするかといった時に、なかなか手がかりがないのですね。何を頼りに、例えば、歴史が
あるところだったら、落ち着きとか、そういうふうに手がかりを探っていくのですが、新し
く開発をしていくところなので、その点も非常に難しいと感じました。

その中で、こういう新しい環境で整備していただくことに対して、できるだけ担当の方が
ポジティブに前向きにいい環境をつくらうという気持ちになるようなという観点で、想像力
を働かせていただけるようなアドバイスというのを心がけました。簡単ですが、以上です。

○岡田議長 田中委員。

○田中委員 倉庫とか流通施設のニーズがあるということを知って、その立地場所はかなり離
れたところではなくて、働き手のいる団地とか、そういうところに立地することが非常に多
いし、住むところと働くところが近いということが必然になるのかなと改めて感じた次第で
す。いずれにしても24時間、流通が動きますので、昼間だけではなくて夜ということも出て
きます。そのような時に、住宅と、それからまちというと学校もありますし、それから農業
とかがどのような形で共生していくかが非常に重要と思いました。

まだ、この地域は荒涼としていましたが、ここで色々な案が出てきました。これは売却し
てしまいますが、一部は公共であるという視点で考えたときに、地域とどうやって溶けあっ
ていくか、地域の人たちが参加するとか親しみやすいとか、そして日ごろはジョギングとか
にも利用ができるよう、そういう意識を持った開発を開発業者にさせることが非常に重要か
なという視点でここに意見発表がありましたことは必然的に出てきたという印象です。

以上です。

○岡田議長 どうもありがとうございました。

今、先生方から御紹介いただいたとおりの内容です。特に、この建設敷地を特徴づけてい
るのが、事務局から話がありましたように南北方向、特に北側サイドに住宅地が既に立地し
ていること。これが実は越谷市内の住宅地であり、草加市内の整備でありながら、越谷市の

方に顔向けて敷地が存在しています。したがって、草加市と越谷市の両市からの検討となりますため、県の事業としては非常に有益な案件になろうかと思えます。なかなか市境ですと他市サイドからは検討しにくい、あるいは意見を出しにくいところですが、本案件は県の事業ですので、好案件であったと思えます。

また、東西方向、資料1-4の左下のところに書いてありますように、調整池ということで雨水をためて、少しずつ河川のほうに放出していくところなので、通常、晴天時がずっと続きますと水は干上がっている状況になりますが、できれば水面を残して親水性を確保したいというのが我々共通の提案事項でした。

したがって、東西方向には水路軸がわたっておりまして、軸線上に長きにわたっているものですから、デザイン的にもぶつ切りにならないように、東西連続一体的な配慮でお願いしたいということを申し加えました。

これから皆様方には御質問、御意見、頂戴したいところですが、まずこの当時の最大の提案であった水源の確保についてはどうなったかについて、私から事務局にお伺いしたいのですが、なくなりましたというと、案がこのまま消滅という可能性があるのでは、いかがですか。

○日野主査 皆様は今お諮りしているところですが、担当の地域整備事務所には、事前にアドバイス案の情報はお伝えしておりまして、水源の確保についてどのような検討状況か聞きますと、真摯に取り組んでいただいて設計に何とか反映できないか、検討していますと伺っています。また、将来管理者の草加市とよく調整していきたいという回答がありました。

○岡田議長 やはり水面あつての計画敷地なものですから、できるだけここは遵守していただく方向で、もし難航ということであれば、それぞれ御専門の先生方がここに集まってらっしゃるので、ぜひ御相談いただきたい。私自身も、今、流山市の流通団地で調整池の親水性確保のアドバイスをさせていただいています。また、北側にある越谷市内のレイクタウンを中心として、もう少しちぢまりとした調整池も、ほぼこのぐらいの規模でいい前例がありますので、ぜひ御相談いただけたらと思います。

前提がそろったところで、どなたからでも結構なので、質問あるいは御意見、伺いたいと思います。

○鈴木委員 この専門家アドバイスですが、大変具体性がある素晴らしい内容だと拝見させていただきました。その中で何点か教えていただきたいと思ひまして、まず先ほどアドバイスされた委員からもありましたが、この資料1-4の1番のところに、集会所があつて、どこの集会所かなと思ひて見ていたので、質問したかったのですが、先ほどのご説明で越谷市

の住宅地の集会所だということがわかりました。質問は、この1番の(1)の②のところ
です。「トイレなどは豪雨時の一時避難場所とするなど、防災の観点を取り入れるとよい」と
ありますが、この「トイレなどは」の「など」に入るのかもしれませんが、一時避難場所が
トイレでいいのかなということを感じまして、集会所等があるといいなと思っていましたら、
住宅地の集会所でしたので、公園に特段そういうものがあるのかないのかはわかりませんが、
避難場所としてなじむかどうか、トイレがそれに当たるのかと疑問が生じました。

それから、もう一つ質問でございます。(2)の⑤のところですが、国道4号と接する部
分のたまり場スペースの件ですが、国道4号にたまりスペースをつくることで、車の渋滞と
か、そういったことに影響するかなと思ったのですが、それは高さが違うということで解決
の糸口があるかなと思いました。また、たまり場をつくるに当たっては、道路との関係で国
交省との調整が必要になってくるのか、その辺も含めてどうなのかと思いました。

あと1点、これは要望ですが、こういうことを入れていいのかわかりませんが、地産地消
という観点で埼玉県では木材が秩父方面を中心にたくさん取れる状況にあります。これは部
が違い農林部関係と思いますが、この処分が1つの課題になっております。そういった中で、
この地産地消、どこにどう使えばいいかということはあると思いますが、この団地を構成するに当
たって極力、埼玉県産の木材等を利用するという地産地消の視点を入れられたらいいのかな
と思いました。

以上でございます。

○岡田議長 どうもありがとうございました。

桑田部会長から回答をお願いします。

○桑田委員 御質問ありがとうございます。

順を追って御説明したいと思います。まず、(1)の②のトイレについてですが、アドバ
イスのときには、一時避難ということで、豪雨が降ったときに、少し雨宿りができるとか、
そのようなイメージでした。防災上、そこに避難して、例えば大震災ときの避難とかではな
く、もう少し日常的な雨、かなり強い雨とか最近も降ることもありますので、そのようなと
きに少し雨宿りができたりするスペースを兼ねたトイレにするのが望ましいのではないかと
いうことです。

この中には、建屋としての集会所の計画はなかったと思いますが、一方、例えば東屋みた
いなものは考えられるので、それはトイレなどに含んだ意味だと思っております。

続いてですが、国道4号のほうが高いということで、説明が不足しておりましたが、資料

1-3の写真に戻っていただきまして、写真の⑤と⑥が国道4号で、特に⑥を見ていただくと左側に車が通ってしまっていて、そこに歩道があり、それから柵があり、その柵の右側が対象地となります。歩道がありますので、車の渋滞というよりも、歩道と敷地の部分のつなぎ方でギャップを埋めつつ、ぜひたまりをつくってほしいということでアドバイスしました。車に関しては影響なしと思っています。

調整についてですが、他の部局、例えば国や県との調整はあると思います。ここに関しては事務局から補足をお願いします。

○日野主査 国道4号を管轄している国土交通省と調整が必要となります。調整は事業課が行いますが、つなぎ込みなど必要に応じて調整し、でき得る限りのことはできるのかと思っております。

○桑田委員 木材の利用に関しましては、議論の中では木材に関しては正直、議論には出ませんでした。具体的に素材を指定するところまでは難しいかもしれませんが、参考意見に含んでお話のように木材の利用を進めるといったような部分は、私としても取り入れることはできると思います。また、例えばウォーキングコースの舗装材とかも、例えばウッドチップとかも選ぶことはあり得るかもしれませんが、そういった意味での木材の利用に配慮するとか、考えてほしいということはアドバイスに盛り込むことはできます。

○岡田議長 今の地場材の話については、木をどう地場材として活用するとか、あるいは樹種も含めて在来種という話もあると思うのですが、池邊委員はどのように考えておりますか。

○池邊委員 基本的には、今お話のあったように生きているものについては、なるべく地域の自生種を、ここにあるいわゆる景観に配慮する樹木については、必ずしも自生種である必要性はないですが、周囲を構成する樹種については、やはり草加の地域に元からある潜在植生や何かに対応するということがあります。

先ほどトイレのお話がありましたが、見てわかるとおり設置場所がちょうどアイストップになるところにございまして、通常のいわゆるバリアフリーの男性、女性というような表示が出るようなトイレですと、トイレが集会所から目立つような形になってしまいます。最近では、公園内施設としては、トイレから出たところに簡単なベンチではないのですが、座れるようなものがあって、そこに先ほど桑田部会長から御説明がありましたように、樹木等で緑陰のような形で日影になって、そこでトイレを待つことができる、あるいはそこで雨露をしのぐことができる、そのようなものになってくるかと思えます。もしそこに地元産の木材を使っていたら、それはふさわしいかと思えます。また、ここの中には、私

どもはそこまで子細なアドバイスはしていませんが、もちろんベンチとか、そういうものも設置されますので、そこについても地元産の木材を使うということは十分に考えられると思います。

以上でございます。

○岡田議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○梶島委員 たくさんアドバイスをきちんとしていただいてありがとうございます。基本的な情報を幾つか聞きたいと思います。ここにはどんな職種の企業が入ってくるのかということと、この例えば就労者の予測は何人ぐらいで、1日どれくらいの車が出入りをして、恐らくここは東北道を通じて東京方面へという動線を取るのかなとも思いますが、そこにはどのようなルートを設定していらっしゃるのかというあたりを、まず基本的なことを教えていただきたいと思います。

○落合課長 田園都市づくり課では、産業基盤づくりも担当しています。今、市街化区域への編入という都市計画の手続をしまして、今年の3月に市街化区域の編入が決定される予定で進んでいます。一方で、企業局がここを開発しているのですが、その後に企業を募集すると、造成が遅くなるので、事前エントリー制度ということで、今のうちに入りたい企業ありますかということをお願いしています。何社か候補は上がっていますが、まだ予定です。製造業が結構入っていると聞いており、物流よりは、もともと柿木浄水場に工業用水がありましたので、水を使ってもらいたいので、製造業を持ってきたいという意向があり、それをメインに進めていたところですが、予定でいろいろ話がありますが、企業は正式にはまだ決まっていないと聞いています。この魅力は東京に近いということがあるので、ポテンシャルが高いということで評価されています。

○梶島委員 車の流れは、この南側に面した道路から国道4号に出るのでしょうか。

○落合課長 そうですね、車ですと東埼玉道路があって、これで恐らく東京へ出ると。

○梶島委員 東埼玉道路。

○落合課長 東埼玉道路というのは、この国道4号のことです。真ん中に走っている国道4号が南北につながっていて、南にずっと下りますと、外環道があって、そこで高速にもアクセスできる状況になっています。それを越えると八潮市となっています。

○梶島委員 まず1つは、製造業ですと、物流よりも車の出入りは、それほどひどいわけでは

ないかもしれませんが、製造業の場合、音の問題やにおいの問題が出てくるおそれがあるという意味では、この周辺の緩衝緑地帯、どういう性格を持たせるのかが結構大事なかなと思います。例えば東側の緩衝緑地帯は幅どれくらいですか。この辺の緑地帯の奥行きが結構大事かもしれないと思っております。

○落合課長 細かいデータは、今手元にありませんが、県の産業基盤の基本構想があって、それには外周には高木系を幅10メートルか15メートルくらいは植えましょうというものがあります。

○梶島委員 それであれば操作も可能ですが、ただ高木だけとか中木だけでは高木がもたないので、そこはきちんと構成をしていただきたいし、恐らく東側の住宅街に対してはきちんと音、においなどが防げるような形にしていきたい。今回のアドバイスポイントではないですが、これから先、末永く共存していく上では大事なかなと思います。

それから、もう1点、中央の国道4号ですが、これは西側の敷地とはほぼフラット、東側の敷地が落ちるという形ですか、西側も落ちているのですか。

○日野主査 両方とも、国道4号のほうが高い状況になっております。

○梶島委員 高低差はどれくらいですか。

○岡田議長 四、五メートル以上ですね。

○梶島委員 四、五メートル落ちる、結構落ちるんですね。

○岡田議長 その上に国道4号が渡っているようですので、かなり段差がある。

○梶島委員 そこは、もう埋め戻さないで、そのままのレベルを使うという感じですか。

○岡田議長 埋め戻しというよりは、住宅地のほうにだらだらと下がっていくようなスロープ状でありまして、そのまま造成したような形で住宅地が張りついているので、その地形になじませるとなると、埋め戻しというよりは現状の農地に合わせることになると思います。そのときの高低差をうまく生かして、資料1-4の北側にある水盤を見下ろせるような橋詰が国道4号の歩道に接続しているものですから、このコーナー部分を橋詰広場みたいな形で平場を設けてあげると、国道4号を歩行している人たちにとっても休憩スポットやビューポイントにもなるだろうというイメージで先ほど部会長から御説明があったと思います。

○梶島委員 この高低差をどう処理するかは、結構景観的には難しく、余りアイデアがないのですが、やっぱり工場側から国道4号を見上げる形になるのは工場で働いている人とかにとっては余りいい感じではないかもしれない。そこの法面をうまくデザイン処理しないと難しいかと思うので、この国道4号に沿ったところに緑地帯をとって法面をうまく緑化しながら、

ここに仕事にいらっしゃる方たちに少しは安らぎが与えられるような形を考えていただけるといいなというのを感じました。

以上です。

○岡田議長 貴重な御意見ありがとうございます。

○桑田委員 御指摘ありがとうございます。

資料1-3を見ていただくと、少しイメージがつかみやすいかと思います。この農地と6番の写真や、あるいは7番で奥に見える集合住宅と農地の差ということで、数メートルまではないかと思います。のり面が切り立ったように見えるほどではないと思います。6番の写真の柵から向こう側に落ちている農地が少し見えると思いますので、私の印象だと正確ではありませんが、1メートルぐらい、2メートルはなかったように思います。

○梶島委員 その辺は、高ければ高いほど圧迫感があるので、低ければ低いほどいいとは思いますが、いずれにしても法面はきちんと何か処理してほしいと思いました。

○岡田議長 いずれにしても、道路境界と敷地境界の処理は景観上非常に重要なので、敷地と民地と公道との境界の処理については景観的に配慮するという一文を加えたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 資料1-4の(2)です。利用者を招く工夫をするとよいと、この部分については私も大変すばらしい大事な指摘だと思いました。どういう人が利用するかというと、まず1番として、この工場で働く人たち、それから研修や、あるいは見学者、いろんな形がありますが、その工場関係者。2番として、すぐ北側に中層団地がありますし、その先にも住宅地があるというようなことで地域住民。それから、3番目として、ここに高校が2つありますが、北側に越谷南高校、それから南側に草加東高校、県立高校が2つあって、この生徒たちが散策をするなど、この施設を楽しく利用していただければいいかなと思います。そういう点を踏まえて、この利用者を招く工夫ということは、ここに関係する住民等とうまくこの場所を利用していくという観点は大変大事ななと思いました。

以上でございます。

○桑田委員 ありがとうございます。正に、そのようなことが大事ではないかということで、このアドバイス案の中にもありますし、参考意見1のところの緑地管理に当たって地域住民や学校、立地企業と連携した仕組みということで、具体的な仕組みまでは提案はできてはいませんが、つくってはどうかということで参考意見として上げております。

○岡田議長 先ほどの梶島委員の御指摘にあった国道4号の扱いの確認ですが、国道4号は既に通っている道路で、高さを持って渡っています。桑田部会長が言ったこれから開発しようという計画道路にあってはほぼフラットで既存の敷地とレベルが一体的だと思いますが、国道4号は敷地の一番端で、それなりに法面は出てきていた感じです。

いずれにしても、開発道路にしても国道4号にしても、道路状態は景観上すごく重要なので、そこは一文加えるような形で処理したいと思います。

他にいかがでしょうか。結構出尽くしたと思いますが、よろしいですか。

貴重な御意見ありがとうございました。そうしたら、加えるところが大きく2点、地場材の活用という点と、あとは敷地と道路の境界の処理、この2つの事項を既存の文章に附則という形で加えるか、あるいは新しく設けるか、部会長と事務局と私のほうでお任せいただけたらと思いますが、ご一任という形でお任せいただけますでしょうか、ありがとうございます。

続きまして、報告事項の2、屋外広告物の安全管理の強化に係るその後の取組について、前回御欠席の方もいらっしゃいますので、少しこれまでの経緯も含めて御紹介をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○大和地主査 それでは、報告事項2、屋外広告物の安全管理の強化に係るその後の取組についてでございますが、資料2を御覧ください。

こちらの取組を行うことになった経緯でございますが、第49回の景観審議会で屋外広告物の有資格者による点検の義務化を盛り込むことを柱とした条例改正について、埼玉県屋外広告物条例の一部改正を進めていく上で、どのように改正したらよろしいか諮問し、アドバイスをいただきました。第50回景観審議会では、条例改正に係る作業の一貫として、この取組が入ってきたということを情報提供させていただきました。第50回景観審議会の報告内容と第49回景観審議会の諮問内容は、相反してしまいます。この九都県市の取組は、条例上の有資格者による点検の義務化ではなくて、今の条例でも広告物の持ち主に安全管理の義務があるが、それが機能していないのはなぜかということ、県で検討したときに、屋外広告物法や屋外広告物条例があるというのをまず所有者等がわかっていないのではないかと、またどのような手法で管理したらいいかが周知されていないことが問題ではないかというところに行きつきました。それなら条例で有資格者による点検の義務化をする前に所有者等へ周知活動をして、所有者等に自覚していただいて安全管理の点検等をやっただけであれば、条例で有資格者による点検の義務化をしなくても屋外広告物の落下事故等を防げるのではないかと、

考えました。これにつきまして、県の内部事務処理の中で提案しましたら、上田知事から、それだったら共通の課題なので、九都県市首脳会議という場があるから、そちらに提案して、共通で取り組んでいこうではないかとなりました。それで、昨年5月9日に開催されました第71回の九都県市首脳会議で埼玉県の上田知事が屋外広告物の安全管理の強化に係る取組を提案し、賛同を得て採択された旨を前回の第50回の景観審議会でご報告させていただいたところでございます。

そのときの報告は、取組を提案して採択されたことで終わってしまっていて、具体的に何をやるのかというのは決まっていなかったもので、本日はその後の取組結果の御報告でございます。

具体的には、各都県市の担当者が一堂に会しまして、7月24日と8月30日の2回、検討会を開催して意見交換を行いました。そこで、どのようなことをやっていこうか検討した結果、方策の1つとして所有者等の自らに点検実施などの安全管理義務があることについて周知・啓発する活動を行うことに合意いたしました。

具体的には、一般的に行政ですと周知・啓発活動は、どうしても広報紙とか、そのようなものになってしましますが、今回は九都県市のスケールメリットがありますので、多くの構成員で成り立つ経済団体や商工団体などに対して、働きかけて、その構成員の方に団体から周知していただくという手法を採ろうではないかという合意に至りました。

もう1つは、所有者等に周知しても、所有者等は点検等を自力で行うのは難しいので、その受け皿となる業界にも行政がこのような取り組みをやるので、協力をお願いしたいと要請する、この2つの柱でございます。業界は屋外広告業界と、建物によく看板がついているので、建物を管理するビルメンテナンス協会、大きく分けて2つの業界に、我々から協力を要請する。所有者等の団体への構成員への周知依頼と建物を管理するビルメンテナンス協会と屋外広告業界に協力を要請するという、この2つの取り組みでございます。

具体的に周知等活動をしていまして、まず屋外広告業界につきましては、11月30日と12月15日に、ここに書かれている業界団体に依頼をしまして賛同を得たところでございます。建物管理業界につきましても、11月29日と1月10日に団体をお願いしまして、こちらにも賛同を得たところでございます。所有者等につきましては、今回はスケールメリットを生かす取組ということで、なかなか一行政団体では行けないような経済同友会や経団連をお願いしています。具体的には、今、周知依頼が終わっているのは1月10日と12日に埼玉の経済同友会と埼玉の経営者協会で、どちらも御了承をいただいたところでございます。

さらに表の下にある商工会議所や商工会連合会に、裏面になりますが、1月12日に、埼玉

の団体については終わってしまっていて、取組のご賛同をいただいたところでございます。

その他の団体ということで、銀行系、金融機関は看板を出していることから、12月22日に全国銀行協会にお願いしましたところ、賛同を得まして、全国銀行協会から1都3県の銀行協会に周知を図っていただいたところでございます。

この後も、既に幾つか終わっています。昨年、帯広で帯広信用金庫の2トンクラスの重量の看板が落下したという事故が起きました。よって、信用金庫協会にもお願いして、こちらにも賛同を得ております。

また、国道沿道などにチェーン店がございまして、そこにも看板があります。日本フランチャイズチェーン協会がありまして、こちらにもお願いをしまして、賛同を得ているところでございます。

今回は1都3県に渡っていますので、九都県市の構成員がそれぞれ分担いたしまして、周知活動中でございます。約35団体、お願いする予定ですが、そのうち25団体が終わっています。残りの千葉や東京のまだ行っていないところについては、2月末の完了目標で今活動をしているところでございます。この取り組みでございますが、1年間の活動ということで終期が設定されています。第73回の九都県市首脳会議が今年の4月25日に予定されています。そこで取り組み活動の成果を発表しまして、この九都県市の取り組みは終わりでございます。その後でございますが、最終的には条例改正をして有資格者による点検を義務付けるかどうかを結論づけることが最終目標でございます。九都県市の取り組みはこれで終わりですが、この後に県独自で小さい商店街レベルで啓発活動を行うなどを考えていまして、そういうことの成果を検証して、最後に、周知した結果、所有者等が安全管理を自主的にやってくれるようなことが確認されましたら、条例で有資格者による点検を義務付けるまではやり過ぎではないか、また、やってくれないのであれば条例で義務化したほうがいいのか、最終的に検討して、どうするかを決めていく予定でございます。

報告は以上でございます。

○岡田議長 どうもありがとうございます。

この発端は札幌市内で看板が落下して、大けがをされたということです。ただ看板の取り付け者の定義が今まで曖昧で、責任の所在が曖昧になっていたという経緯があって、国土交通省がこういう事故は二度と起こさないようにということで通達を全国に発信したところ、埼玉県としてはそうであれば、屋外広告物条例の中で安全管理を強化してはどうかというような話が進んでいった訳ですが、ただいかにせん建物に看板をつけている物件というのが非

常に広域かつ多数に渡っているものですから、本当に管理し切れるのかというところをいろいろ問題視しまして、その延長上でスケールメリットということが先ほど事務局からありましたが、それだったら埼玉県にとどまらず、九都県市の皆さんで注意喚起してはどうかと、条例改正まで行わずとも、注意喚起でどうかという流れで本日までできているということです。

条例改正というと、大変なことになってしまうので、できれば注意喚起で建物主というか、看板取り付け主が自主的に点検していただければ、一番スムーズだろうというところで、今継続的な取り組みで今日に至ったというような状況でございます。

この御案内について、何か質問、御意見あれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員 よろしいですか。

もし、これで事故が起きたときに、その結果責任は誰かという定義みたいなのはあるのですか。

○大和地主査 ベースに民法第717条という規定がありますが、その中で第一義的には占有者ということで、簡単にいうと看板に具体的に書かれている名前の方に責任があるということです。お手元のリーフレットの見開きの左下のところに、所有者責任は誰かというところですが、管理するのは誰という、これがそのまま責任の順番というイメージでございます。基本的には、その看板を掲げている方、その方がきちんとやっていたとしても、何かで落下事故が起きた場合には、場合によっては所有者の方、あと埼玉県屋外広告物条例がありますが、埼玉県の場合は基本的に、まず占有者、その看板に表示されている方、持ち主が第一義的責任者になります。また、埼玉県の条例の場合は、その方たちが管理者ということで、第三者にお願いした場合には全部管理者の責任になります。管理を受託されている方に責任が全ていきますという条例になっていますので、これについては条例上での書き方が各都県市によってバラバラになっています。ただ、埼玉県だけは所有者、占有者の管理責任が、管理者を別に立てた場合にはなくなるという位置付けになっております。他の都県市は平等な書き方になっております。

○岡田議長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○鈴木委員 確認で教えていただきたいのですが、これに関連して埼玉県としても注意喚起のために研修会を催していると承っておりますが、最近はどんな進捗状況でございましょうか。

○大和地主査 研修会は2つございまして、1つは行政職員向けの研修会、これは毎年5月ぐ

らいに行っております。市町村職員が許可事務を行っていますから、担当職員を一堂に集めまして初任者研修を行っています。対外的な一般の方向けの研修は特に行っていません。ホームページ等にこのような義務があります等を掲載しています。あとは研修ではなくて、タウンミーティングを官と屋外広告業界とが一緒になって年1回ですが、まちあるきというか、商店街の看板を見るなど、そういうことを行っています。その参加者に最近、商店街の方も一緒に交えようということで、民間の方も入る形でやっています。

この方針は、昨年からはじめたばかりです。官と業界と民間の方という形でタウンミーティング等を行っております。今年は2月20日に越谷市で行う予定でございます。

以上でございます。

○岡田議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようですので、次の報告事項に入りたいと思います。

議題の中では（3）の飯能市の話が最後になるわけですが、その他のところで、今日お見えの先生方からいろいろ御意見拝聴したい案件がございますので、終わりは12時を目指しておりますので、その他もありますということをお含みいただいた上で、3番目の議題に入りたいと思います。

飯能市の景観行政団体への移行について、まず事務局のほうから報告をお願いいたします。

○日野主査 資料3-1の1ページを御覧ください。

今回、報告事項としては2件ございます。1つ目として、景観法に基づく県と市の協議を経まして、飯能市が平成29年11月1日に景観行政団体へ移行したことの報告。2つ目といたしまして、飯能市には県が指定した景観重要建造物が4件ございますので、その取り扱いについて報告をさせていただきます。

1つ目ですが、まず、景観行政団体について説明しますと、景観法第7条に示されており、景観行政を担う主体となります。政令市や中核市、都道府県は自動的に景観行政団体になりますが、今回、飯能市の場合は、その他の市町村となりますので、都道府県知事との協議を経まして景観行政団体になります。

次に、景観行政団体になるとできることですが、自らが地域の特色に合った景観計画を策定できることや、3ポツ目にある、屋外広告物条例が制定できることなど、このようなものができるようになります。

1枚めくっていただきまして2ページでございますが、移行スケジュールを説明いたしま

す。平成29年9月1日に市から県に協議がございました。これは法律に基づく協議となります。その後、協議が9月21日に終了したことを確認いたしまして、9月26日に景観行政を開始することを飯能市が告示しているものでございます。この告示も景観法に基づく告示でございます。その後、平成29年11月1日に景観行政団体に移行いたしまして、今後、景観計画を策定して、施行していくという流れになってございます。関係法令については、以下に記載しています。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが皆さんに御報告したい2つ目でして、県が指定した景観重要建造物の取り扱いについてです。現在、県が指定した景観重要建造物は全県で7件ございます。うち飯能市には4件ございます。その4件については、3ページの(2)の1)から4ページの2)、3)、4)で、県の指定の3号、5号、6号、7号となります。現在も指定時の状況と遜色なく良好な状態が保たれております。

続きまして、5ページと資料3-2をあわせて御覧いただければと思います。

こちらは景観重要建造物の取り扱いですが、今回、飯能市が景観行政団体に移行することで、景観行政団体の長が飯能市の区域については、埼玉県知事から飯能市長となります。スケジュールには、景観行政団体の長が埼玉県知事から市長にかわるという意味を矢印で示しております。

景観重要建造物につきましても、これに伴って同時に移行するのではと考え、景観法を所管している国に確認したところ、景観重要建造物の指定は、資料3-1の5ページにあります景観法第19条の第1項に、「景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即する」とあることから、新たに景観行政団体となった飯能市の景観計画に基づき定める必要があると助言を受けております。

しかし、飯能市が景観計画を策定し、景観行政団体への移行日と同時に景観計画を施行することは、市の景観審議会の意見を聞くなど、法や条例の手続きがありますので、景観行政団体への移行と同時に景観計画を策定、施行することは困難となります。

そこで、飯能市が景観計画に基づき、景観重要建造物の指定を行うまでは、景観重要建造物の保存の継続性の観点から、県の指定状態を継続することとします。県の指定を継続する場合、市が指定するまでの期間、指定者と景観行政団体の長が異なる状態になることから、何点かの確認が必要ではないかと国から助言されております。この手続を資料3-2で説明しますと、スケジュールの移行協議期間を御覧いただければと思いますが、下の丸「協議の

中で景観重要建造物に関する以下の内容を確認」の1点目として、県が指定した景観重要建造物を飯能市でも引き続き指定する意向があるかどうか、2点目として、景観重要建造物の修繕の許可などを景観行政団体の長が行いますので、飯能市が景観行政団体の長としてこのような事務を行っていくことについて了解が取れているか、この2点を確認する必要があるのではと国から助言されております。

飯能市が景観重要建造物の指定の意向があるかどうかは、資料3-3の飯能市の景観計画の素案、パブリックコメントをかけたときの資料ですが、この資料の7ページに主要な歴史景観資源の古民家等、ここに石田家、大河原家、高山家、旧平沼寛一郎邸、これらは県が指定した景観重要建造物ですが、市の景観計画にも景観重要建造物との表現がございますので、市にも指定の意向があるということが確認できます。また、直接市にも確認しております。

2点目の事務の移行に関しては、移行協議の中で飯能市との確認がなされているところでございます。

2つの項目が確認されたことから、市の景観計画策定期間、引継期間と括弧で書いてありますが、この間の景観重要建造物の取り扱いは、1点目として、景観重要建造物の保存の観点から、県の指定の解除は行わない、2点目として、市は景観重要建造物の修繕の許可等、景観行政団体の長としての事務を行う、3点目として、所有者がいらっしゃいますので、移行したことなどの説明を行う、以上、3点とします。

その後、市の景観計画の施行後に、市の指定、市の指定に合わせて県の指定を解除することになります。この手続を法や条例に基づき行っていくとさせていただきます。

まとめますと、資料3-1の3)対応となります。本件が、景観行政団体の長が知事から市長に移行するということでもあります。

2ポツ目になりますが、今後、飯能市が市の景観計画に示す景観重要建造物の指定の方針に基づき、当案件の指定をする際に県の指定を解除する。3ポツ目は、市が指定するまでの間は継続性の観点から県の指定は残し、景観重要建造物に係る許可等の事務は市が行う。4ポツ目は、所有者にはその旨周知する。以上、4点で取り扱っていきたいと考えております。

また、今回の景観審議会の報告をもって、埼玉県景観条例第14条に定める景観審議会の意見を聞いたこととしたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○岡田議長 どうもありがとうございました。

今、事務局からお話がありましたように、埼玉県の景観重要建造物を飯能市に移管してい

く中で空白期間ができないように配慮したいということで提示されたのがこちらの引き継ぎ事項となるわけです。

先ほど話があったように飯能市の場合、県が指定している景観重要建造物、全7件ありますが、そのうちの半数以上、4件あることから、大変重要なことになってくると思います。今、事務局側から提示いただいた内容についての質問、御意見、どちらでもお受けしたいと思いますので、どなたか意見等ありましたら、挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○鈴木委員 質問でございます。県が今まで7件を指定してまいりまして、うち4件が飯能市に移るという話でございます。そこでお尋ねしたいのは、今まで県が指定をしてまち歩き等を行ってまいりましたし、記録上もいろいろ残っていると思いますが、その記録や県が指定してきたことの実績は、今後どのように表現されていくというか、処理されていくのでしょうか。飯能市に移った後の記録や、県にとって、指定はしてまいりましたが、多分、解除は初めてではないかと私は思っているのですが、今後議論していく中に行政で議論して進むものであれば、それでいいですが、どんな考え方を残していくのか、あるいは県が指定した7件、そのうち4件は飯能市に移行したとなるとと思いますが、記録その他はどのように処理されていくのかをお教え願いたいと思います。

○岡田議長 引き継ぎの内容を具体的に、ですか。

○日野主査 引き継ぎということですが、現状は県の指定状態となります。指定を解除してしまいますと、修繕など、許可なくできる状態となります。景観的に重要なものがございますので、そういったことを防ぐために指定を残してございます。今後、市が景観計画を策定し、どういったものを景観重要建造物にするかという指定の方針を定めますので、これに則って市が指定する際に、県もあわせて指定の解除をしていく流れになります。

○岡田議長 話の流れの中で、4件についても飯能市の独自の景観計画の中で重要建造物等を担保していくというようなことで話が進んでいるということでございます。

○日野主査 市の景観計画の素案にも、その旨が記載されている状況でございますので、飯能市は指定する意向がございます。なお、指定は所有者の意見を聞いた上での指定になります。現在、所有者の意向はわからない状況ですが、市としては景観重要建造物として、残していきたいという意向がございます。

○鈴木委員 わかりましたが、もう少し具体性を持って、県としては7件指定しましたと、これは事実として、もう移行したから、全部それに関する資料を抹消してしまうのか、あるい

は議事録その他は残っていると思いますが、県が指定して今は飯能市へ行きましたという文面の何かそういった景観重要建造物に関する流れの中で、どう表記していくというか、その辺は今後の課題かもしれませんが、ちょっと気になりまして、それでいいのでしょうかという疑問です。

○日野主査 今、ホームページ等でご案内はしているところですが、それを抹消するというのではなく、引き継ぎましたという表現ができると思いますので、表現の仕方などは今後の検討課題とさせていただければと思っております。

○鈴木委員 残していただければ、ありがたいと思っております。

○梶島委員 1つだけ質問です。手続についてはぜひ肅々とやっていただきたいとお願いしたいのですが、今回の景観計画案を拝見していて、景観重要建造物に対して所有者の負担がすごく大きくて、みんなのものだから頑張っ残したいと、仮に所有者の方たちが思われても、なかなか先立つものがうまく整わないというようなケースがあちこちで見聞きされます。ぜひ、これ予算の限りというような文言がつくのかかもしれませんが、市としてもその維持管理、修繕については頑張っ応援しますよというような姿勢がどこかに入ると、所有者の方たちも安心なさるかなと思うので、このタイミングで言うのがいいのかどうかわかりませんが、協議の機会にそういう意見もあったとお伝えいただけるとありがたいです。

○日野主査 わかりました。

○岡田議長 これは現在の仕組みでは補助等はないんですね。

○日野主査 県の補助はございません。市には、そういった意見があることを伝えます。

○池邊委員 つけ加えまして、補助等につきましては、景観行政団体になった暁には歴史的まちづくりの風致向上計画を立てていただきますと、現物そのものだけではなく、周辺の街路等もあわせた補助の仕組みがございますので、その辺を飯能市さんに今後御検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○梶島委員 風致ですか。

○池邊委員 歴史的風致維持向上という関係でございます。

○岡田議長 最近、何でも仕組みの名前が長いです。

○池邊委員 歴まち法というふうに覚えてください。

○岡田議長 ぜひ、お二方の意見を飯能市さんに伝えていただけたらと思います。

○田中委員 こういう歴史的な建造物というのは、いろいろな地域にあって、そして市とか県だけじゃなく、地域が自ら調査して、市や県の協力を得ているという事例が多くて、結果的

には観光地という形でつながっていくわけですが、単なる維持を目的にするのか、違う目的を持っているかということは、ここには見えてこない部分もありますが、最終的にはこの手続部分を見ると、所有者が望む場合となっております。望まなかった場合、あとは野となれ山となれとなってしまうわけですが、その姿勢をどこで、こうすべきだという、できる論が見え、最後は所有者が駄目なら駄目になっていますので、その姿勢というのが移行するときにならどうか、今までとどうなのか、あるいは飯能市がそういう姿勢があるから移行したのかということが、はっきり見えなかったものですから、その辺の考え方をお願いします。

○岡田議長 これについては私有財産の問題であり、これまでもずっと議論されてきたことですが、現在の日本の制度でいくと、個人の持ち物であるからには、その個人が除外したいということであれば、それを受け入れることが基本となっています。ただ、その一方で、その他の事案でもありますが、まち歩きとか地域の観光資源として、役立っているというのが所有者に伝わってくることによって、所有者の意識もだんだん高まってくるとか、いろいろな変化というか、いろいろな角度でその姿勢を高めて、その気持ち高めていくというやり方、そういう意識を高めていく取り組みを我々も積極的に推進していかなければいけないと思いました。

○田中委員 はい、了解しました。

○岡田議長 いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

今日は公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイス案の報告がありましたが、私、埼玉県の景観審議委員のほかにも越谷市の景観アドバイザーもやっております、今回の草加市柿木地区産業団地のアドバイス案件の話を越谷市の景観アドバイザー会議のときにお伝えしましたら、関係課の方々が大変喜んでおりました。ぜひこれは議事録にも残して、非常にいい取り組みであったということを最後に委員としてお伝えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、事務局のほうにお返ししたいと思います。

○（司会）和田主幹 ありがとうございます。

これもちまして第51回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

午前11時30分 閉会